

## 二国間クレジット制度（JCM）に係る相当調整の手続き

2022年4月7日  
JCM推進・活用会議

日本国 JCM 実施要綱（2022年1月17日施行）第7条「相当調整」第1項に別に定めるとしている手続きとして、同第6条1項に定める「パリ協定に基づく締約国による承認」を行った JCM クレジットを、同第5条第1項に定める用途（NDC の達成）に用いることに関し、NDC の対象となる温室効果ガス排出量から差し引く相当調整（以下「日本としての相当調整」という。）について、2030年度を目標年度とする NDC を対象に、パリ協定第6条3項及び第6条2項協力的な取組に関するガイダンスに関する CMA 決定（決定 2/CMA3）に従い、以下のように定める。

1 2021年から2029年の各年については、当該年に関する我が国の温室効果ガス総排出量として国連気候変動枠組条約事務局に提出する値から、2021年1月1日から当該年の12月31日までにパートナー国政府がパリ協定締約国としての承認及びNDCの対象となる温室効果ガス排出量に加える相当調整を適用することが確認され、かつ日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジット総量について、2021年から当該年までの経過年数で除した年平均の値を差し引くことで、暫定的に日本としての相当調整を行う。

2 2030年については、NDCの対象となる我が国の温室効果ガス総排出量の値から、2021年1月1日から2030年12月31日までに実現した排出削減・吸収に対して発行された JCM クレジットのうち、パートナー国政府がパリ協定締約国としての承認及び相当調整を適用することが確認され、かつ日本国 JCM 登録簿の無効化口座に移転された JCM クレジット総量を NDC 実施期間年数である 10 で除した年平均の値を差し引くことで、日本としての相当調整を行う。